

子どもを権利侵害から守る

子どもの声に耳を傾ける～ハッピークローバー～

平成24年4月に作られた「市子ども基本条例」に基づいて、子どもの権利侵害からの救済・回復を実施する公的第三者救済機関として、弁護士、社会福祉士、臨床心理士が、市子どもの権利救済委員として活動しています。その相談窓口として、市役所西館1階には、子どもたちが気軽に相談でき、子どもの気持ちに寄り添って問題を解決する場所である、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」があります。子どもからの相談を受け、共に考え、思いに寄り添いながら、子どもが自分自身の力で問題や課題を解決していくことができるよう支援しています。

「ハッピークローバー」では、多くの児童、生徒、保護者に相談室を知ってもらうため、リーフレットとフリーダイヤルのカードを作成し、市内全小・中学生に毎年配布しています。全校集会などにも権利相談員が出向き、子どもの権利や「ハッピークローバー」について分かりやすく説明しています。

その結果、相談室開設当初の平成25年度の相談件数は119件でしたが、平成26年度には240件という倍近くの相談がありました。交友関係や不登校・家族関係の悩みの相談が多く寄せられ、相談者は、子ども本人からが6割、その他保護者などからが4割となっています。

子どもたちが「何か困ったときや不安なときは、ハッピークローバー

に連絡しよう」と思ってくれるよう、いつでも子どもを応援し、見守っています。

「ハッピークローバー」には、子どもや大人から多くの相談が寄せられています。その一例を紹介します。

【例】『ある時、親からの評価が、自分と兄弟では違うことに悩んでいる子どもから電話相談がありました。相談者は、「がんばっても認めてもらえない」「弟ばかりほめられてつらい」と思い悩んでいる気持ちを話してくれました。「ハッピークローバー」では、相談者の気持ちに寄り添いながら話を聴き、繰り返し相談をしていく中で、家族との距離を近づける方法を一緒に考えてきました。「話をする」「話を聴いてもらう」ことで、相談者自身の心の調子を整える手伝いをしていただきました』

このように、「ハッピークローバー」では、直接解決手段と一緒に考える以外にも、子どもが悩みに向き合うのを見守り、支える手伝いもしています。

子ども以外にも、大人からも子どもについての相談ができます。一人で抱え込まずに、気軽に相談してください。

*個人が特定されないよう、事例の内容の一部を改変しています

救済委員からの声

▼山本裕子さん

市子ども基本条例は、18歳未満を「子ども」と定義づけています。一方、先の国会で法改正が行われ、来年夏の参議院議員選挙からは18歳以上が有権者です。「子ども」として守られる立場が、18歳になった途端に、国政を動かす立場に変わります。なんてすばらしいことでしょうか。しかし、「ローマは一日にしてならず」。「子ども」でいられるうちから、人権や権利に関心を寄せてください。「ハッピークローバー」の利用はその一歩です。



▼小坂昌司さん

「子どもは大人に劣る存在ではない。感性の世界では大人より豊かである」。子どもの権利条約の成立に影響を与えたとされる、ポーランドの小児科医コルチャックはこのように言っています。「ハッピークローバー」で語られる子どもたちの悩みや意見は、人が暮らしやすい社会を作るための貴重な示唆を与えてくれるように感じます。子どもを社会の一員として尊敬し、子どもたちの語りにじっくり耳を傾けながら、活動に取り組んでいきたいと思っています。



▼市川雅美さん

子どもの権利にどう関わると、時としてどのように救済・回復をしていくのかを考えると、子どもを中心に据えて状況を把握することが重要です。さまざまな角度から子どもの状況を見つめ、その声に耳を傾けます。子どもの家族や、関係している人の声も丁寧に聴くよう心がけます。こうしたことを通じて問題が解決されるだけでなく、その子どもに適した肯定的なストレス対処法が身に付くことにもなるのだと思います。



●むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」(市役所西館1階) ☎(36)9094 ☎0120(968)487 (子ども専用フリーダイヤル)
*受付は、月～金曜日の10:00～18:30(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
■問い合わせ先 子どもの権利相談室(子ども家庭課) ☎(36)9094

虐待から子どもと家庭を守る～家庭児童相談室～

児童虐待やいじめ、体罰など、子どもの権利が侵害される事例は、市内でも増え続け、平成26年度の児童虐待相談延件数は1,000件を超えています。家庭の貧困や子どもの居場所のなさなども指摘され、大人が思っている以上に子どもは厳しい環境にいます。社会全体の核家族化や地域のつながりの希薄さから、子育てが孤立化している中で、特に日本では父親の育児参加について当事者や社会の意識が低く、子育ての大半が母親1人に任せられ、母親の心身への負担が大きくなっています。

子育ては楽しいことばかりでなく、悩みもつきもので、子育てのストレスが子どもへの虐待の引き金となることもあります。子どものためだと考えて、体罰や暴言で無理やり従わせてはいませんか。そういった行為は「しつけ」ではなく「虐待」といえます。「しつけ」とは、基本的な生活習慣や社会のルール、マナーなどを身に付けるよう働きかけることです。

また「しつけ」は、子どもの発達や理解度に配慮しながらしていくも

ので、暴力などで従わせるものではありません。子どもの「しつけ」の方法で行き詰ったり、子育てに悩んだりしたときは、一人で抱え込まず、まずは周囲の人に相談してください。

子どもに関わる全ての方が、子どもや親からの小さなSOSのサインに気づくことが大切です。子どもに対する重大な権利の侵害である「虐待」の防止に向け、子育ての小さなつまづきに支援の手を差し伸べることを、社会全体で取り組んでいきましょう。

市家庭児童相談室は、子育ての悩みやつらさに寄り添い、子育てに楽しく取り組める方法について、みなさんと一緒に考えます。気軽に相談してください。秘密は固く守ります。

●相談受付時間 月～金曜日の8:30～17:00
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

■問い合わせ先
家庭児童相談室(子ども家庭課) ☎(36)1302

障がい者のトータルライフパートナー **利用者募集中!!**

株式会社 ゆり庵

障がい者グループホーム(介護サービス包括型) **見学・相談受付中!!**

ゆり庵「かりん邸」

H27.11.1に新築オープン!!

・宗像市福本に7棟目のホームを新築オープン!!
・定員は7名、世話人は24時間365日対応。
・月額利用料は57,000円～(家賃・食費等)

お問合せ: 株式会社ゆり庵 Tel.0940-36-9138 (担当: 今奈良・白藤)

せき いつ ゆき
弁護士 **関 五行** (福岡県弁護士会所属)
弁護士法人向原・川上総合法律事務所

■相続 ■遺言 ■生前贈与 ■離婚
につき、是非お気軽にご相談ください **初回1時間 相談無料**

TEL:092-406-2399

事務所所在地: 福岡市中央区天神二丁目14-7 福岡証券ビル7階
(ご相談内容等に応じて出張相談も承ります)

